

[illegible]

その 2

令和 7 年 3 月

高 梁 市

第 1 回高梁市議会(定例)追加議案目録

| 議案番号    | 件 名               | 結 果 | 頁 |
|---------|-------------------|-----|---|
| 同意第 1 号 | 高梁市副市長の選任について     |     | 3 |
| 同意第 2 号 | 高梁市固定資産評価員の選任について |     | 7 |

高梁市副市長の選任について

高梁市副市長に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により議会の同意を求める。

記

| 住 所 | 氏 名   | 生 年 月 日 |
|-----|-------|---------|
|     | 中 山 均 |         |

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

副市長の選任について、議会の同意を求めるため。

(参考)

## 地方自治法（抜すい）

（副知事及び副市町村長の選任）

第 1 6 2 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び副市町村長の任期）

第 1 6 3 条 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

高梁市固定資産評価員の選任について

高梁市固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）  
第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

| 住 所 | 氏 名     | 生 年 月 日 |
|-----|---------|---------|
|     | 赤 木 憲 章 |         |

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

固定資産評価員の選任について、議会の同意を求めるため。

(参考)

## 地方税法（抜すい）

（固定資産評価員の設置）

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3～4 略

（固定資産評価員の兼職禁止等）

第406条 固定資産評価員は、左の各号に掲げる職を兼ねることができない。

(1) 国会議員及び地方団体の議会の議員

(2) 農業委員会の農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあっては委員）

(3) 固定資産評価審査委員会の委員

2 略